

以下の内容は、仙台市が平成23年4月1日付けで発行した「生活支援情報（第1号）」から転載したものです。

**り災証明書の申請を受け付けています**

- 「り災証明書」は、東北地方太平洋沖地震や津波により、住居等に使用している建物が損壊・流出等の被害を受けた方が、各種の支援制度を利用する際に必要となるものです。
- 「り災証明書」は、建物の被害程度（全壊・半壊など）を証明するもので、被害状況の調査（建物被害調査）が必要になります。この調査結果に基づき、被害程度の認定ができたものから、「り災証明書」を順次発行します。
- 支援制度には、生活再建等の資金の支援、各種の保険料や保育料等の減免、中小企業や農業関連の融資、応急仮設住宅の提供などがあります。4月1日号の市政だよりなどをご参照ください。
- 支援制度によっては、被害調査を必要としない、「り災届出証明書」で支援を受けられるものもあります。
- 申請に必要なもの＝ご本人であることが確認できるもの（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなど）、被害状況が分かる写真。これらをご用意できない場合はご相談ください。
- 受付時間＝平日の午前8時半～午後5時（当分の間は、土曜・日曜・祝日も受け付けます。）

**被災建物の修繕又は取り壊しをされる場合のお願い**

- 「り災証明書」発行のために、国の基準に基づき建物の被害程度（全壊・半壊など）を認定する「建物被害認定調査」を順次実施していますが、被害が相当数に及ぶため、現地調査に伺うまでには時間がかかります。
- 市の調査員が建物調査に伺う前に、建物の修繕や取り壊しをされる場合には、被害の内容が確認できるよう写真撮影等をお願いします。

**【準備、保管をお願いするもの】**

- (1)被害状況を撮影した写真
  - ①建物の全景写真（できれば4方向全部）
  - ②被害個所の写真（屋根、柱、外壁、内壁、建具、基礎、天井、設備など）
- (2)取り壊しや修繕の工事等の見積書及び明細書
- (3)その他、被害状況を確認するために参考となるもの



発行所  
 〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号  
 仙台市福祉プラザ8階  
 財団法人仙台市障害者福祉協会  
 TEL 022-266-0294(代)  
 FAX 022-266-0292  
 発行人 阿部 一彦  
 定価 500円/年

**■受け付け・問い合わせ**

**【建物被害】**

青葉区固定資産税課	225-7211
宮城野区固定資産税課	291-2111
若林区固定資産税課	282-1111
太白区固定資産税課	247-1111
泉区固定資産税課	372-3111
宮城総合支所固定資産税課	392-2111
秋保総合支所税務住民課	399-2111

**【火災】**

青葉消防署	234-1121
宮城野消防署	284-9211
若林消防署	282-0119
太白消防署	244-1119
泉消防署	373-0119
宮城消防署	392-8119

このほか市役所本庁舎8階「被災者支援相談窓口」でも受け付け可。（こちらは午前9時～）

**「被災者支援相談窓口」を設置しています**

- 市では、被災した方々へ各種支援制度等に対する情報提供を行うことを目的として、相談窓口を開設しました。被災住宅に関すること、弔慰金や見舞金に関すること、生活資金の貸付などに関するご相談や「り災証明書」の申請受け付けを行っています。
- 電話案内と面接相談があります。
- 面接相談は、必ず事前に「被災者支援情報ダイヤル」にお電話いただき、相談できる内容を確認のうえお越しください。
- 場所＝仙台市役所8階ホール（青葉区国分町3-7-1）
- 時間＝平日の午前9時～午後5時（面接相談の受け付けは午後4時半まで。4月中は、土曜・日曜・祝日も開設。）

**■問い合わせ**  
 被災者支援情報ダイヤル  
 214-3805